

凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】保存延長申請・同意書

*胚・卵子・精子のいずれかに必ず○印を記入下さい

- ① 凍結期限は凍結日から1年間です。
- ② 更新受付期間は凍結期限2か月前から凍結期限日当日までです。
- ③ 更新手続の方法は郵送（現金書留）又は窓口にて受け付けます。
- ④ 保存期限までに更新手続と、代金支払の両方が完了していない場合は、お預かりしている受精卵・卵子・精子を廃棄いたします。
- ⑤ 住所・氏名・電話番号・メールアドレスに変更が生じた場合には、直ちに当院に通知をお願いいたします。当院は、患者様から変更の通知を頂けず、変更前の連絡先（住所、氏名、電話番号、メールアドレス）にあてて通知を行った場合には、その通知が転居などを理由に患者様に届かなかったときでも、発送日から1週間経過した日に患者様に届いたとみなします。
- ⑥ 廃棄を希望される場合は、凍結受精卵（胚）・卵子・精子 廃棄申請・同意書の提出が必要です。
- ⑦ ご夫婦の離婚・配偶者の死亡・女性の生殖年齢を超えた場合（当院の基準は50歳です）は廃棄となります。

凍結期限は下記のとおりです。期限までに更新手続が必要で
更新手続は、下記の期限の2か月前から可能です。

20 年 月 日

医療法人社団 雙葉会 はなおかIVFクリニック品川
院長 花岡 正智 殿

夫婦ともに上記について十分に理解し、納得し、同意致しましたので、
下記の如く署名します。

同意日： 年 月 日

本人（妻） 診察券番号 氏名： （自筆）

住所：〒

配偶者（夫） 診察券番号 氏名： （自筆）

住所：〒 （同上でも可）